

41. 「経界之餘田」とは

問 伊達世臣家譜の中に「経界之餘田」という語句が屢々出てきます。歴史用語辞典を引いてもありません。どういうことでしょうか。

答 先ず、「伊達世臣家譜」正編 17 卷 199 冊、続編(甲集・乙集) 17 卷 90 冊は、第 6 代伊達宗村の命により、儒臣田⁽¹⁾辺⁽²⁾希文⁽³⁾・希元⁽⁴⁾・希績⁽⁵⁾・希道⁽⁶⁾が編纂したものであります。全巻漢文体で記述されていますので、文中の用語はすべて漢語であります。従って、日本語を主とした用語辞典には、採録されているものではないことに注意しなければなりません。

「経界之餘田」については、「伊達世臣家譜」巻之 8 召出之部の「秋保」の家譜の記事中に『〔上略〕偶⁽⁷⁾遇⁽⁷⁾経⁽⁷⁾界⁽⁷⁾以⁽⁷⁾受⁽⁷⁾其⁽⁷⁾餘⁽⁷⁾〔下略〕』とあり、経⁽⁷⁾界⁽⁷⁾の語の下に次の割註が入っています。『⁽⁷⁾経⁽⁷⁾界⁽⁷⁾旧⁽⁷⁾謂⁽⁷⁾治⁽⁷⁾地⁽⁷⁾分⁽⁷⁾田⁽⁷⁾經⁽⁷⁾画⁽⁷⁾其⁽⁷⁾溝⁽⁷⁾塗⁽⁷⁾封⁽⁷⁾植⁽⁷⁾之⁽⁷⁾界⁽⁷⁾也、因⁽⁷⁾今⁽⁷⁾假⁽⁷⁾名⁽⁷⁾乎⁽⁷⁾檢⁽⁷⁾地⁽⁷⁾二⁽⁷⁾割⁽⁷⁾出⁽⁷⁾、或⁽⁷⁾切⁽⁷⁾添⁽⁷⁾起⁽⁷⁾目⁽⁷⁾之⁽⁷⁾類⁽⁷⁾』。即ち、⁽⁷⁾経⁽⁷⁾界⁽⁷⁾とは本来所領地の境界を意味する漢語であるが、わが仙台領の⁽⁷⁾檢⁽⁷⁾地⁽⁷⁾二⁽⁷⁾割⁽⁷⁾出⁽⁷⁾〔にわりで〕とか、⁽⁷⁾切⁽⁷⁾添⁽⁷⁾起⁽⁷⁾目⁽⁷⁾〔きりぞえおこしめ〕とかは漢語として通用せず、また相当する漢語がないので、これらを表わす語としてそれを借用するのだ、というのであります。このようにして、「伊達世臣家譜」においては、「賜⁽⁸⁾経⁽⁸⁾界⁽⁸⁾之⁽⁸⁾餘⁽⁸⁾田⁽⁸⁾」、「賜⁽⁸⁾経⁽⁸⁾界⁽⁸⁾之⁽⁸⁾田⁽⁸⁾」、「受⁽⁸⁾経⁽⁸⁾界⁽⁸⁾之⁽⁸⁾餘⁽⁸⁾」、「受⁽⁸⁾経⁽⁸⁾界⁽⁸⁾於⁽⁸⁾此⁽⁸⁾地⁽⁸⁾」などの表現が諸家の家譜の記述中に屢々用いられているのです。

寛永⁽⁸⁾檢地は、第 2 代伊達忠宗の命を受けて寛永 17 年〔1640〕に始められ、同 20 年 9 月に完了しました。この⁽⁸⁾檢地は、従来の 1 段 360 歩制を改めて、大間⁽⁸⁾檢地と同じ 300 歩制に復したことで、まことに精密をきわめた実施がなされたことにより、約 2 割の超過分が生み出されたのであります。これを二割出⁽⁹⁾または二割出目と称し、この二割出目をそれぞれ知行侍に加増として給与されたのでした。「義山公治家記録」巻之 4 の寛永 21 年 8 月 14 日の条に『⁽¹⁰⁾仙⁽¹⁰⁾台⁽¹⁰⁾ニ⁽¹⁰⁾於⁽¹⁰⁾テ⁽¹⁰⁾一⁽¹⁰⁾門⁽¹⁰⁾一⁽¹⁰⁾家⁽¹⁰⁾一⁽¹⁰⁾族⁽¹⁰⁾及⁽¹⁰⁾ビ⁽¹⁰⁾御⁽¹⁰⁾家⁽¹⁰⁾中⁽¹⁰⁾ノ⁽¹⁰⁾輩⁽¹⁰⁾へ⁽¹⁰⁾采⁽¹⁰⁾地⁽¹⁰⁾ノ⁽¹⁰⁾御⁽¹⁰⁾黒⁽¹⁰⁾印⁽¹⁰⁾ヲ⁽¹⁰⁾賜⁽¹⁰⁾フ。今⁽¹⁰⁾度⁽¹⁰⁾御⁽¹⁰⁾領⁽¹⁰⁾内⁽¹⁰⁾御⁽¹⁰⁾檢⁽¹⁰⁾地⁽¹⁰⁾ノ⁽¹⁰⁾上⁽¹⁰⁾、二⁽¹⁰⁾割⁽¹⁰⁾出⁽¹⁰⁾目⁽¹⁰⁾ノ⁽¹⁰⁾高⁽¹⁰⁾ヲ⁽¹⁰⁾加⁽¹⁰⁾増⁽¹⁰⁾シ⁽¹⁰⁾賜⁽¹⁰⁾フニ⁽¹⁰⁾就⁽¹⁰⁾テ⁽¹⁰⁾ナリ。或⁽¹⁰⁾ハ⁽¹⁰⁾又⁽¹⁰⁾二⁽¹⁰⁾割⁽¹⁰⁾出⁽¹⁰⁾目⁽¹⁰⁾ノ⁽¹⁰⁾外⁽¹⁰⁾ニ⁽¹⁰⁾加⁽¹⁰⁾増⁽¹⁰⁾シ⁽¹⁰⁾賜⁽¹⁰⁾フニ⁽¹⁰⁾就⁽¹⁰⁾テ⁽¹⁰⁾ナリ。』とあるのがこのことであります。

寛永⁽⁸⁾檢地の際、⁽⁸⁾檢地帳に登録された田畑は本地(或いは本田畑)であるが、その後開発された田畑は新田と呼ばれ、⁽⁸⁾檢地を受けて新⁽⁸⁾檢地帳に登録され、本地同様の取扱いがなされることとなります。その一つに切添起目があります。これは、本田畑の続きの未墾地を開発して農地としたもので、⁽⁸⁾檢地を経た上、開墾をした本地の知行侍に加増されるのが通例でした。⁽¹²⁾

以上の二割出目・切添起目等を、「伊達世臣家譜」では「⁽¹³⁾経⁽¹³⁾界⁽¹³⁾之⁽¹³⁾餘⁽¹³⁾田⁽¹³⁾」の漢語を借りて表現しているのであります。

注(1) P. 49 注(2)参照。

注(2) P. 36 注(5)参照。

注(3) 字は子郁、通称喜右衛門、晋齋また翠溪と号す。父は希賢。2歳の時父に随って仙台に来た。幼にして俊才の誉高く、京都に上り山崎闇齋の門人浅井重遠に学び、又神道を高志真直に、書を持明院基時に受け、その他射礼及び兵法に至るまで、いずれも奥儀を極めた。5代伊達吉村に召し出されて儒臣となり、その信任極めて厚く、ついで世子宗村の傳育を託され、祿7百石を賜わる。吉村・宗村・重村3代に奉仕し、終始忠誠を以て称せられた。安永元年〔1772〕12月12日歿、享年80、門人諡して守正先生という。遺言により茂が崎両足山大年寺忠山公〔宗村〕の墓後に葬る。著に伊達世臣伝記・伊達世臣家譜・封内風土記・翠溪文集等がある。

注(4) P.228 注(2)参照。

注(5) 字は叔考、通称喜右衛門、簡齋また鷄澤と号す。本姓熊谷氏、田辺希元の養子となる。父の職を継いで儒員となった。文化10年〔1813〕7月9日歿、享年68、諡して良順先生という、仙台通町東昌寺に葬る。

注(6) 良輔と称す。代々の儒員を継ぐ。父希績と共に命を奉じて伊達系図及び伊達世臣家譜を完成した。小姓から目付使番、近習、祭祀奉行等の役職を歴任した。第10代伊達齊宗の侍読となり、学名一世に高かった。天保2年〔1831〕江戸で歿す、享年50、江戸芝高輪東禅寺に葬る。

注(7) P.214 注(9)参照。

注(8) P.230 注(1)参照。

注(9) 「伊達便覧志」巻之14（佐久間洞巖。「仙台叢書」第3巻の内）に次の記事がある。
『正封内経界 夫封内の田畠。古来三百六十歩を以て。一反とせしに。前年寛永十六年秋〔17年が正しい。〕。検地の議定有て。三百歩を以て一反とせらる。是に依て……四年〔3年が正しい〕の春秋をへて。是歳寛永二十年に漸々その功を遂げらるゝ。仍て正保元年より。各其収納を改めらる。是を国俗の諺に二割出とかやいひ伝へり。〔下略〕』「伊達鑑」にも『御分國中御検地之事 寛永十六年の秋、御分國中御検地有り……古より此の年までは三百六十歩壹段の田畑、三百歩壹段より罷り成り候、四ヶ年に御検地相極り、同貳十年に勘定已下〔いか〕義相極り、正保年中より新竿の御帳を以て取り納め候、惣侍知行も御割替、三百六十歩を三百歩壹段に成し、二割出目は惣知行取に下され、百貫文分知行取に百貳十貫文宛成候事』とある。
歩は地積単位の一。曲尺で6尺平方。3.306平方メートル。0.03306アール。坪の面積に等しい。

注(10) P.65 注(2)参照。

注(11) 知行地。

注(12) 加増されないこともある。この場合を「高に不結申」〔たかにむすびもうさず〕という。

注(1) 假名。假は借、名は字。

資料 伊達世臣家譜卷之8(田辺希文等編)

大漢和辞典(諸橋轍次)

42. 「仙台輪中」また「仙台輪の内」の初見

問 「仙台輪中」また「仙台輪の内」の古い用例を知りたい。

答 仙台北下の範囲内の地域を「仙台輪中」⁽¹⁾または「仙台輪の内」と称し、城下絵図にも城下と在郷との境界を点線又は朱引きで明示してありました。この「仙台輪中」また「仙台輪の内」の用語の使用は古く、「貞山公治家記録」〔元録16年(1703)撰了〕の「附録之1」⁽²⁾に初出しています。即ち、『或時奉行衆小姓頭佐々若狭ナトニ御咄〔はなし〕ノ次テニ仰セラル、当国モ諸国モ昔ハ朝暮ノ戦ヒニ人ノ死スル事多シ、此比〔このころ〕国々豊カニ治リ、段段人倍〔ふ〕ヘ死スル事ナシ、如此〔かくのごとく〕ニ四五十年モ過テ後ハ、野モ山モ人家ニ成リ、譬ハ仙台輪ノ内モ屋敷取り広ケ、町人百姓等モ人数多クシテ、在々マテモ逼迫迷惑スヘシ、仙台船着キニ非サレハ、第一木薪等ニ迷惑眼前ノ事ナリ。今モ早ヤ作事等ニハ事欠ク、次第ニ山モ尽キニ自由ナルヘシ、各能ク心ヲ付ケ山ヲ茂ラセ、山野ニ木ノ実ヲ植サセ、柴薪伐リ尽サヌ様ニスル事肝要ナリ。〔下略〕』⁽³⁾

注(1) P.479「164、仙台輪中とは」参照。

注(2) P.65注(2)参照。

注(3) 「貞山公治家記録附録」1～4。

附録之1は『御著述及ヒ言行履歴等或ハ年月不知或ハ年月ニ不関者皆此卷ニ載ス』とあり、文章・詩歌と言行録であり、政宗の人格、精神を知る資料である。

附録之2は『公ノ言行事跡等雑録スル者有リ其中必有ノ事トシ難ク、又必無トモシ難キ者ヲ斟酌シテ此卷ニ載セ、以テ後攷ニ備フ』と前書があり、言行事跡の異説・異伝にわたるものを集録している。

附録之3は前書に『文書旧記年月日ヲ知ル者ハ其処ニ著載ス、今記録清写ノ後始テ出ル者及ヒ年月不知者等悉ク此ニ載ス』とあり、文書類で年月の不定なもの、記録浄書後に発見したものを集録した巻で、いわば政宗関係文書の拾遺というべきものである。

附録之4は『公ノ詠歌ヲ酬和シ書翰ヲ報答スルノ類集テ此ニ載ス』とあり、詩歌の酬和、又文芸的な書翰の奉答を集めたもので、附録之1の詩歌集とともに、政宗の学芸・文学の教養を知ることができる資料である。